

(様式3)

	契約係用
<input checked="" type="radio"/>	業者渡し用

令和3年度

単価契約仕様書

名称 廃棄物処理(7)

令和2年度単契リスト 233-1

特定随契の場合
その業者名

要求課 運輸課

(外線232-1776)

担当者 松本 良之 (内線 5713)

仕 様 書

1 適用範囲

本仕様書は、札幌市交通局各施設から排出される事業系一般廃棄物の処理業務に適用する。

2 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 品名、内容物及び予定数量

品 名	予定数量
飲料缶・飲料ビン・ペットボトル	948 m ³

4 業務内容

受託者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に従い、排出される上記廃棄物を適正に処理すること。

5 収集場所及び請求先

別紙1のとおり

6 収集日時

(1) 収集日 別紙1のとおり

(2) 収集時間

平日9時00分から17時00分まで（ただし地下鉄駅は9時00分から18時00分までとし、駅別時間帯は当局と協議のうえ時間割表を提出すること。）

7 支払方法

1ヵ月（毎月末日締め）を単位とし、処理した各廃棄物の数量に応じて支払うものとする。

8 損害の賠償

受託者の故意または過失により、委託者または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

9 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

10 札幌市環境マネジメントシステムの運用協力

受託者は、作業に従事する者に札幌市「環境方針」を周知させ、環境配慮に対する取り組みについて理解させるとともに、札幌市環境マネジメントシステムに準じて環境負荷の低減に配慮しながら業務を遂行すること。

11 疑義の解釈

本仕様書に明記されていない事項及び疑義のある事項については、委託者と十分協議すること。

12 その他

- (1) 廃棄物の収集・運搬時は散乱させることのないよう十分留意し、容器を汚損、破損しないよう取り扱うこと。汚損した場合はこれを整理・整頓すること。
- (2) 一般客が利用する施設で作業する際は、一般客に不快の念を与えないように注意し、事故の防止に努めること。

収集場所、収集日及び請求先

収集場所	住所	主な保管場所	収集日	請求先
本局庁舎	厚別区大谷地東 2 丁目 4-1	ダスト室 (西口前)	毎週水・金 (閉庁日と重なる場合はその直前又は直後)	事業管理部総務課 (TEL011-896-2708)
地下鉄各駅及び乗務庁舎	別紙 2 のとおり	各駅塵芥庫等	別紙 2 のとおり	高速電車部運輸課 (TEL011-232-1776)
指令所	厚別区大谷地東 4 丁目	庁舎右側塵芥庫	原則、毎週水曜日	高速電車部指令所 (TEL011-894-8440)
車 両 基 地	南	南区真駒内東町 2 丁目 1-1	庁舎南側保管場所	委託者と打合せのうえ決定 高速電車部車両課 真駒内検修係 (TEL011-582-1431)
	東	厚別区大谷地東 6 丁目 1-1	ボイラー室横 (BF)	原則、毎週火曜日 高速電車部車両課 大谷地検修係 (TEL011-891-3223)
	西	西区二十四軒 1 条 4 丁目 1-2	1F 搬入庫	委託者と打合せのうえ決定 高速電車部車両課 二十四軒検修係 (TEL011-643-3011)
その他札幌市交通局所管施設	別途指定する。 (札幌市内)			別途指定する。

※請求先は主なものであり、同じ収集場所でも発注部署により異なる場合がある。

(別紙2)

地下鉄各駅 廃棄物処理 (飲料缶・飲料ビン・ペットボトル) 収集箇所及び収集日

駅名	所在地	収集日	備考
南 北 線	麻生駅	(北) 北40条西5丁目	月 木
	北34条駅	(北) 北33条西4丁目	月 木
	北24条駅	(北) 北23条西4丁目	月 木
	北18条駅	(北) 北18条西4丁目	月 木
	北12条駅	(北) 北12条西4丁目	月 木
	南北線さっぽろ駅	(中) 北4条西4丁目	火 金
	東豊線さっぽろ駅	(中) 北4条西2丁目	火 金
	すすきの駅	(中) 南4条西4丁目	月 木
	中島公園駅	(中) 南9条西4丁目	火 金
	幌平橋駅	(中) 南15条西4丁目	火 金
	中の島駅	(豊) 中の島1条1丁目	火 金
	平岸駅	(豊) 平岸2条7丁目	火 金
	南平岸駅	(豊) 平岸4条13丁目	火 金
	澄川駅	(南) 澄川4条2丁目	火 金
	自衛隊前駅	(南) 澄川4条7丁目	火 金
	真駒内駅	(南) 真駒内17	火 金
東 西 線	宮の沢駅	(西) 宮の沢1条1丁目	月 木
	発寒南駅	(西) 西町北7丁目	月 木
	琴似駅	(西) 琴似1条5丁目	月 木
	二十四軒駅	(西) 二十四軒1条4丁目	木
	西28丁目駅	(中) 北4条西28丁目	月 木
	円山公園駅	(中) 南1条西25丁目	火 金
	西18丁目駅	(中) 大通西18丁目	火 金
	西11丁目駅	(中) 大通西11丁目	火 金
	大通駅(南)	(中) 大通西4丁目	月 水 金
	大通駅(東)	(中) 大通西2丁目	火 金
	バスセンター前駅	(中) 南1条東4丁目	火 金
	菊水駅	(白) 菊水2条2丁目	火 金
	東札幌駅	(白) 東札幌2条2丁目	火 金
	白石駅	(白) 東札幌2条6丁目	火 金
	南郷7丁目駅南	(白) 南郷通7丁目	火 金
	南郷13丁目駅南	(白) 南郷通13丁目	火 金
	南郷18丁目駅南	(白) 南郷通18丁目	火 金
	大谷地駅	(厚) 大谷地東2丁目	火 金
	ひばりが丘駅	(厚) 厚別南1丁目	火 金
東西線乗務係	(厚) 厚別南1丁目	火 金	
新さっぽろ駅	(厚) 厚別中央2条5丁目	火 金	
東 豊 線	栄町駅	(東) 北42条東15丁目	火 金
	新道東駅	(東) 北34条東15丁目	火
	元町駅	(東) 北24条東15丁目	火
	環状通東駅	(東) 北15条東15丁目	火
	東区役所前駅	(東) 北13条東8丁目	火
	北13条東駅	(東) 北13条東2丁目	火
	豊水すすきの駅	(中) 南6条西2丁目	月
	学園前駅	(豊) 豊平6条6丁目	水
	豊平公園駅	(豊) 豊平5条13丁目	水
	美園駅	(豊) 美園7条7丁目	水
	月寒中央駅	(豊) 月寒中央通7丁目	水
	福住駅	(豊) 月寒東1条13丁目	水

業務完了届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

住所
受託者 商号又は名称
職・氏名 印

業務名

上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。

受付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名) 印
----	-------	---------------------

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、
年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 (役職・氏名)

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、市内で最大規模の事業者として、また、市民や事業者の先導役となるべく、環境マネジメントシステムを活用し、エネルギー使用量やエネルギー経費等の削減に継続して努めてきました。

一大消費都市である札幌市は、多くのエネルギーや生物資源を消費することから、地球環境への負荷を継続的に低減していくためには、すべての市民や事業者の皆様の理解とそれぞれのライフスタイルや事業活動の見直しなどの具体的な行動が必要です。

私は、積雪寒冷地である札幌の地域特性を踏まえた省エネ技術や再生可能エネルギーを積極的に活用し、環境マネジメントシステムの継続的改善を図ることにより、全庁一丸となって、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、市民、企業、行政の総力である「市民力」を結集し、低炭素型のまちづくりや、生物多様性の保全に取り組むことで、自然と共生する快適な都市「環境首都・札幌」、さらには、「魅力と活力にあふれた暮らしやすい街」さっぽろの実現を目指してまいります。

2 環境保全行動への基本方針

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、環境配慮の取組を推進し、特に以下の項目に重点的に取り組むことにより、環境への負荷を継続的に低減し、まちの魅力を向上させます。

- 1 省エネルギーの取組及び新エネルギーの導入を推進します。
- 2 廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化を推進します。
- 3 環境負荷の少ない製品やサービスの利用を推進します。
- 4 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 5 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。
- 6 生物多様性の保全に向けた取組を推進します。
- 7 環境保全の取組をすすめ、地域経済の発展につなげていきます。

この環境方針及び環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

平成27年9月1日

札幌市長 秋元 克広

廃棄物処理（7） 積算書

品 名	形状・寸法	予定数量						単位	単 価 (円)	金 額 (円)
		総務課	指令所	運輸課	車両課		合計			
飲料缶・飲料ビン・ペットボトル	飲料缶・飲料ビン・ペットボトル	40	10	853	45		948	m3		
小 計										
10%相当額										
合 計（総支出予定額）										